

## 古民家の保存・活用のための方法論的研究

—古民家の地域内保全と民家展示施設の考察—

主査 大原 一興\*<sup>1</sup>

委員 大月 敏雄\*<sup>2</sup>, 大野 敏\*<sup>3</sup>

民家展示施設, および地域内に存在する民家を生涯学習施設として展開させてゆくためには, その展示手法や保全・活用の仕方を地域的・総合的に計画する必要がある。そこで, 本研究は, 今後の民家保全・展示のあり方, およびその方法論の確立に向けた知見を得ようとするものである。様々な状況下で地域内保全されている民家の住まい方事例を把握する一方で, 民家園など野外博物館における展示運営手法とその新たな動向を考察することによって, 今後の民家の保全・活用と展示手法についての知見をまとめた。

キーワード: 1)古民家, 2)保存, 3)保全, 4)活用, 5)展示, 6)人間生態学,  
7)野外博物館, 8)博物館資料化, 9)エコミュージアム

### A METHODOLOGICAL STUDY ON THE CONSERVATION OF OLD RURAL HOUSES

—In Situ Conservation and Exhibition of Old Houses—

Ch. Kazuoki Ohara

Mem. Toshio Otsuki and Satoshi Ohno.

There become increasing importance and necessity to preserve old built environments as cultural properties for the lifelong education making regional-identity and for the sustainable development on cultural continuity. Actually the conservation of old houses has several means as the case may be, including preservation and practical uses, for instance relocation, renovation, conversion etc. Surveying preserved old houses managed by residents and in open-air museums, we intend to make clear the way that we can make old houses suitable for exhibition or educational uses. We have got knowledge of some tasks or solutions on subsidies, regional plannings, ideas of exhibitions, purposes of education. It is important to give not only broad numbers of information but also the depth of the local knowledge for promoting "in situ conservation".

#### 1. 研究の目的と方法

##### 1.1 研究の背景と目的

近年, 歴史的建造物の保護に対する意識が徐々に高まりつつある中で, 「文化財登録制度」が1996年10月から施行され, これまでの文化財保護政策に新しい流れを加えた。従来の制度が, 希少価値のあるものの保護に有効であったのに対し, この登録制度は, 緩やかな規制により保護の意識を高めるものである。これにより今後は保存すべき対象が拡大したことと, その文化財的価値の議論に加え, 登録された建造物の利用・活用の仕方の議論が重要となる。

このような動きの中で, これまで古民家は, 居住者や自治体などにより維持管理されているばかりではなく, 展示施設として一般公開されている施設も多く, 重要な地域の学習資源となってきた。生涯学習時代を迎えて,

今後は, ますます展示活用が重要な位置を占めるようになるであろう。

一方で, 各地に数棟の民家を移築保存して公開展示している, いわゆる「民家園」は, 野外博物館施設として, 生活環境や民俗を学習するための施設としてやはり重要な意義を持っていることは言うまでもない。民家園において集中して学習することにより, 地域に立地する古民家の価値や保全に対する理解が深まる。

また, 近年, 我が国においても注目されつつあるエコミュージアムは, 地域住民の運営管理により地域全体をミュージアムとして文化財や自然環境の保全を行い, 住民の地域環境の学習の場としての価値を高めていく方法である。文化財建築物の保全と学習の活用を併せ持つ博物館として, 地域に点在する民家などを博物館資料化し, 地域住民自身による保全管理を促し, ひとつの傘の下に

\*<sup>1</sup> 横浜国立大学 助教授

\*<sup>2</sup> 東京理科大学 講師

\*<sup>3</sup> 横浜国立大学 助教授

統合する仕組みとして有意義な手法である。

このような民家展示施設を、今後さらに、住宅・住環境に関する情報を保存する生涯学習施設として展開させてゆくためには、展示手法や民家の保全・活用の仕方を地域的・総合的に計画する必要がある。そこにおいては、単なる文化財保護を目的とするのではなく、次代へ文化を継承する学習機能を目的とした計画的活用が求められている。

そこで、本研究では、民家の保全・活用の手法について考察し、特に、展示施設の様々な活動の実状、新たな動向とその事例などの実態を把握することによって、今後の民家保全・展示のあり方、およびその方法論の確立に向けた知見を得ることを目的とする。

## 1.2 研究の方法

本研究の構成は、大きく2つからなる。

第1に、民家の住み手自身による保全・活用の方法に関して考察する。まず、これを支える公的制度的実情を明らかにし、自治体による差異について考察する。一方で、住民自身の日常生活による保全について、全国の民家展示施設への郵送アンケート調査データの、考察を踏まえて、実際の住まい方と住みこなし過程を調査することにより、保全・活用、そして展示公開に伴う様々な問題点や課題を明らかにする。

中でも、海外における事例として地域全体で建物が保存されている地区において、実際の居住がどのようになされているか調査を行い、状況や時代に応じたの違いを考察する。エコミュージアムなどによる住民参加型の地域保全活動の方法についてもふれることとする。

第2に、民家を保全し展示する場合の方法について考察する。国内外の民家野外博物館において新しい展示方法を取り入れている事例において、展示保存活用方法の実態の調査（アンケート調査、ヒアリング調査、資料収集）を行う。特に、スカンセン野外博物館をはじめとする、リビングヒストリー（生活史復元展示）、エコミュージアムにおける現地保存の管理運営方法などの実態を把握し、今後の方向性について考察する。

また、実際の野外博物館における民家の配置計画、自然環境との連携の計画、維持管理方法などの具体例の考察を行い、併せて展示方法による様々な条件の違いが観覧行為に与える影響などについて考察する。

以上の結果から、古民家の展示・保全・活用に関する課題とその方法のまとめを行い、今後のあり方について考察する。

## 2. 民家の保全・活用を支える制度・組織

### 2.1 指定と登録による保全

国内の歴史的建造物保存の中心的役割は文化庁が果た

しており、そこではおよそ①重要文化財、②重要伝統的建造物群保存地区、③登録文化財による3通りの保存制度が確立されている。

重要文化財は、建物が日本を代表する歴史的遺産として高い評価を受けたもので、所有者からの申請（実際には事前の調査をもとに行政や学識経験者からの薦めをもとに所有者が指定を受けるか否か判断することが多い）に基づいて国が「指定」する。民家の場合は、建物単体指定の他に、付属屋を含めた複数棟指定や、屋敷地全体を含めて指定される場合もある。

重要文化財に指定されると、建物の大規模改修にあたり国から補助金交付を受けることができる。さらに都道府県、および市町村が各々の文化財保護条例で定めた範囲で補助金を交付する機会が多いため、所有者個人負担は少なくすむ。その一方で建物の外観や内部について、その文化財的価値に影響を与える改修（現状変更という）には一定の制限が加わることになる。これは建物の価値を損なわないようにすることが目的であり、所有者に不便を強要するものではない。国も重要文化財の活用に積極的で、建物本体に支障がない範囲での改修には柔軟に対応している。

重要伝統的建造物群保存地区は1975年に導入された制度で、いわゆる町並み保存である。従来の文化財保存が個々の物件を対象としていたのに対し、伝統的な景観を残す街や集落について「面」の保存、すなわち民家を群として捉えた広域的な保存方法である。まず、対象となる地域住民の基本的合意のもとに、地元の市町村が景観保全のための条例を制定し、伝統的建造物群保存地区を定める。保存地区内の建築行為は認可制となり、景観保全のための一定の条件が付されるが、建築行為が一定の基準を満たしていれば助成金が交付される。こうした活動を国が支援すべく重要伝統的建造物群保存地区に「選定」し、補助金を交付する。ただし、事業1件あたりの助成限度額が定められている。

登録文化財制度は1996年に導入されたもので、国および地方公共団体の文化財指定を受けていない歴史的建造物の保護を目的とする。登録基準は、築後50年以上経た建造物で、広く親しまれている、地域のランドマークになっている、デザインや技術に特徴がある等、重要文化財に比べて緩やかである。民家も登録の有力な対象に含まれる。登録されると、その建造物の価値を周知させるための「登録プレート」が交付される他、固定資産税や地価税の軽減、低利融資、保存修理における設計監理費への補助を受けることが可能となる。経済的な援助は少ないが、現状変更等の規制も緩やかである。また、登録の抹消も可能である。このように文化財登録制度は、幅広く歴史的建造物の価値を認め、その価値を周知させるとともに、緩やかな保護措置を講じることにより所有者

の自主的な保護を期待するものである。

なお、文化庁以外の歴史的建造物保存に関する援助については、自治省による「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」などもある。

## 2.2 行政の支援制度

### 2.2.1 地方公共団体の制度

都道府県、市町村など地方公共団体による歴史的建造物保存制度については、①指定制度、②伝統的建造物保存地区制度・景観保存、③登録制度、等がある。

指定制度は、都道府県および市町村の条例に基づいて定められており、およそ国指定重要文化財の考え方にならって手厚い保護と細やかな規制とを行う。国指定への格上げの可能性がある。

伝統的建造物群保存地区制度は、前節に記したとおり市町村が条例により定め、主として民家を群として捉え周辺景観とともに保存を図る。重要伝統的建造物群保存地区「選定」となる可能性がある。また、伝統的建造物群保存地区制度に類似する保存施策として景観条例による保存もある。

登録制度は公共団体独自の基準を設けており、景観保護のため改修費に助成する場合もあり、国の登録文化財制度とは必ずしも一致しない。現在のところ登録制度を持つ地方公共団体は少ない。

### 2.2.2 神奈川県内の古民家保全状況

ここでは、神奈川県内の古民家について、国や公共団体における保存が図られているものを中心に収集した。地域毎の保存状況がわかるように全市町村名を上げ、該当する民家をリストアップしてみると、横浜市・川崎市の大都市に保存民家が多いことがわかった。ただし川崎市の場合は、保存民家のほとんどを日本民家園所蔵民家が占めており、市域内の民家保存はほとんど実績を上げていない。これに対して横浜市の場合は件数が最大であるばかりでなく、地域も広く分布し、しかも市独自の認定および登録制度による物件が多いことが注目される。

その他の地域では、鎌倉市が景観条例による重要建築物を登録してプレートを交付している点や、小田原市が要綱により「小田原ゆかりの優れた建造物」を定めている点、伊勢原市において国の登録文化財への手続きを進めている点などが注目される。

## 3. 民家の地域内保全の方法

### 3.1 住み手自身による保存と住まい方

#### 3.1.1 全国重要文化財民家の住まい方

全国の「国宝・重要文化財建造物目録」より239施設をリストアップし郵送調査を行った結果（1993年のデータによる）、住居として利用しているもの56施設からの

回答があったが、このことから、重要文化財民家の少なくとも1/4は、現在なお居住している住宅であると言える。これらの居住している民家の、敷地規模は、約30%が3,000m<sup>2</sup>以上となっており、10%は10,000m<sup>2</sup>以上という広大な土地を持っているものも少なからずある。

また、居住している民家のうち約3割で、1名以上の職員が関わっていると答えており、ただ居住者が住みながら手入れすることによって保存するだけでなく、ある時間に限っては、居住者または専門職員が派遣されるなどして、適宜、解説・公開が行われていることもある。

#### 3.1.2 事例：山形県朝日町佐竹家住宅

##### （国指定重要文化財の民家の例）

山形県内の重要文化財民家のうち、唯一、居住者が現在住んでいる民家である佐竹家は、松山藩酒井氏の飛地、左沢領における大庄屋であった。住宅は1739年（元文4）類焼により焼失し、その翌年建てられたものである。寄棟造、茅葺で桁行24.8m、梁間11.8mの住宅である。1969年12月18日、国指定重要文化財に指定された。現在は、ご主人とその母親と妻の3人住まいである。

A屋根：葺替における材料費の補助は昔に決められた設定額で行われており、これは物価の上昇に対応できていない。材料の入手も一時期は困難であった。

Bその他の修理：補助は出るが国の予算内で行っているために、なかなか進まない。

C防災：一時期は防水銃を備え付ける計画があったが自己負担の額が明確でなかったため中止となった。

D住まい方：カッテマ（居間）、ザシキ（寝室）、ナンド（寝室）でほとんどの生活が行われ、ヒロマ、コベヤは客室となっている。その他の場所ではニワなど物置のような状態の場所が多かった。また、間取り等ほとんどのものが当時の形で残っており、建具もガラスやアルミサッシといったものは使われていない。ただ、さすがに台所は現代風のものであった。

E公開：行っていない。しかし、「重要文化財」という看板が立っているためか、見物客が来ることもある。

F代替わり：次にここで誰が住むのか、どう保存していくのかという代替わりの問題がある。息子さんはやはり現代的な生活に慣れているせい、ここに住むという事は考えていないようだ。

Gまとめ：この家は制度によって保存されていることにより、かなりの不便を強いられている。

#### 3.1.3 事例2：神奈川県伊勢原市斎藤家住宅

##### （市指定重要文化財の民家の例）

斎藤家は新田義興の流れを汲み、江戸時代、三ノ宮村のうち旗本安藤氏行分の名主を代々勤めた。住宅は1745

年（延享2）に建てられた。桁行10間、梁行4.5間の規模で、大半の柱に櫓を用いている。1988年4月20日、伊勢原市の重要文化財に指定されたもの。

A屋根：7年前、雨漏りがひどく屋根の修理を行い、材料の入手、予算等の問題により亜鉛葺となった。構造的にはいつでも茅葺にできる。

Bその他の修理：オクノヘヤ、マエノヘヤの床は腐朽し、建具の一部は閉まらないなどひどい状態だったが、7年前に修理を行った。建具にはアルミサッシ、ガラス等が入り、床についても応急的修理をした。補助金は後に1/2の補助を受けた。

C防災：行っていない。

D住まい方：間取りにおいて住まい手の子供の頃と違う点は、オカッテとザシキの間に壁が入ったという点である。現在、オカッテ、マエノヘヤ、オキノヘヤが生活空間、オクノマ、ナカノマは客間となっており、プライベート部分とパブリック部分が明確に使い分けられている。ドマの一部は物置のような状態であるが、ほとんどは使われていない。

E公開：行っていない。

F代替わり：ここも次の住まい手がない。

Gまとめ：齋藤家では応急的な修理を行い、特に支障なく生活ができています。ただ、補助は市の予算内であり、あまり期待できない。また、市町村での保存は市町村長の方針に左右されるといふ欠点もある。

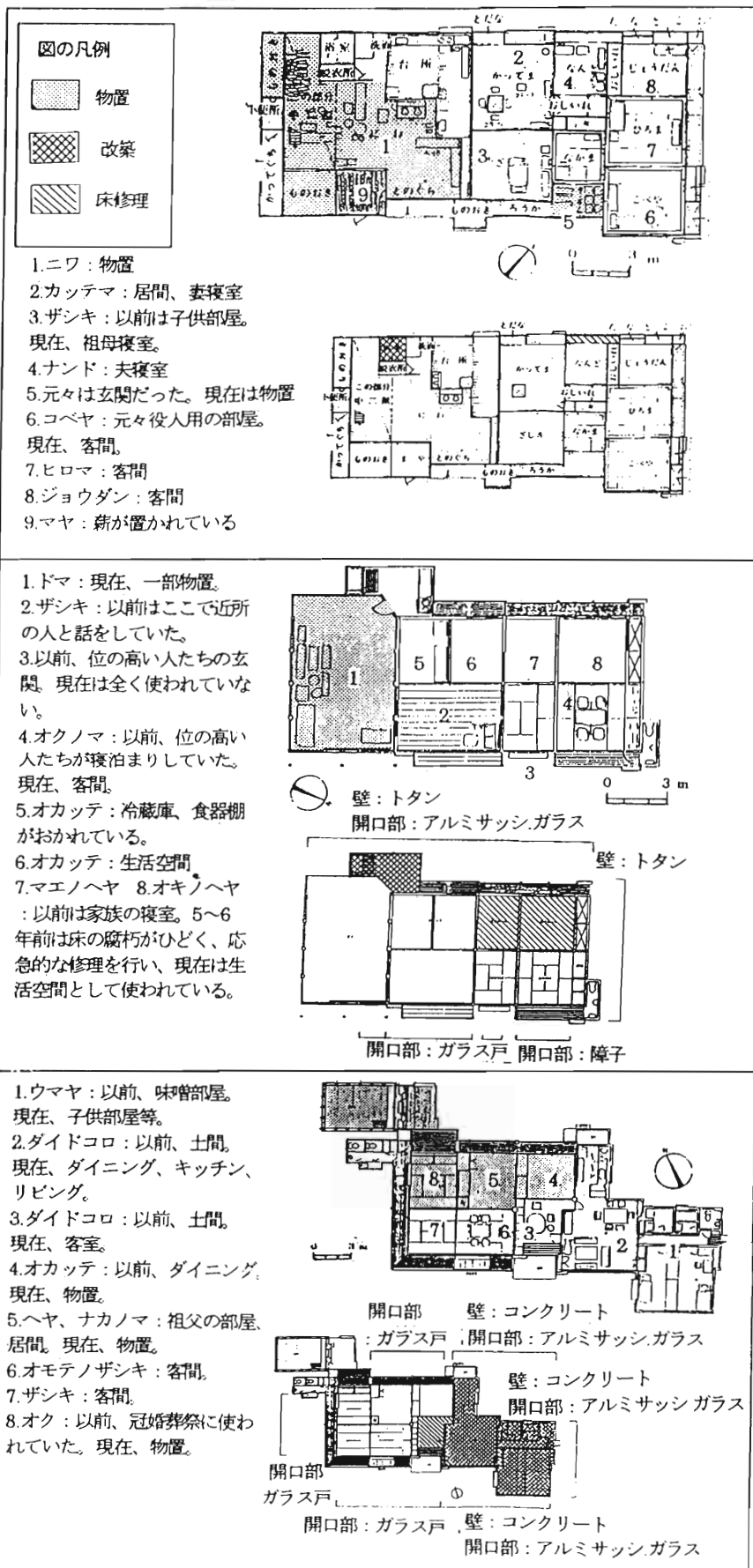


図3-1 3事例の平面図と住まい方

### 3.1.4 事例3：神奈川県川崎市白井家住宅

#### (自主的に保存を行っている民家)

文書はほとんど残っていないので明らかではないが、白井家は鎌倉時代から代々続く家であるらしい。江戸時代後期には近隣の紙漉業に関わり、紙の商家であったらしい。

現在の居住者の祖父は農業を営み、地主でもあった。父親は、農業を継いだ後、後に市議会議員、農業組合などの役員をしていた。

住宅は、茅葺入母屋造で、かつては土間側に穀挽き場などの別棟が建っていたが、その棟は現在改築され、生活空間となっている。

A屋根：以前は雨漏りがひどかったため、修理を試みたのだが、材料の入手、職人、予算等の問題によりしばらくは実施できなかった。後にそういった問題を偶然解決でき、修理を行った。

Bその他修理：ダイドコロ、厩の内部については大幅な改築をしている。

C住まい方：ダイドコロの一部、味噌部屋等の厩部分は、現代風の生活空間となっている。オモテノザシキ、ザシキ、ダイドコロの一部は客間、ナカノマ、ヘヤ、オカッチは物置のような状態である。プライベート部分、パブリック部分、物置と明確に使い分けられている。

D防災：行っていない。

E代替わり：この家でも次の住まい手がない。

F公開：行っていないが、珍しいということで訪問客が来ることはある。

Gまとめ：白井家では、規制がないこともあり、ドマ、厩といった現代生活には必要のない空間を改築し、有効利用している。ただ、個人で茅葺を残すことは困難であるようだ。また、川崎市の防災法では茅葺を禁止しており、移築等の際に茅葺を残していけるかという問題がある。

### 3.2 海外の保存地区における住まい方事例

#### 3.2.1 韓国済州島：保存地区内の民俗村における住まい方

済州島は朝鮮半島の南西端に位置し、島の中心は北緯33度である。気候の特色としては、沖縄に近い温度、湿度だが、冬の寒さは季節風が強いため厳しい。

城邑(ソンウプ)民俗村は、済州島の東部に位置する村である。1984年に、古い民俗を残すための「民俗資料保護区」に指定され、現在では観光化が進んでいる。この村全体が指定されているが、住民はそれなりの不便を感じつつも、実際に日常生活を営んでいる。1982年頃から指定される動きがあり、これに対して、住民は当時かなり反発をした。国との交渉の過程で、従来の農業より

も観光の方が収入があがり、交通も便利になるという論理により、住民は納得したという。

観光客が自由に庭や住宅などに入りこむことも問題とされている。昼間は居住者が農業に出ていて家を留守にすることも多く、観光客が空き家と勘違いして、ドアを開けて入ってくることもあるといい、住民が生活するにはストレスとなる。

地域には、1987年に設立した住民による保存会がある。1世帯に1人が会員になることができる。現在の会員は203名で、この村全体では665世帯であるというから、約1/3が保存会に加入している。保存会では、商店などを営み、今後は入場料などを課すことなども検討している。地域全体の経営を積極的に行っていこうという住民の自治的な組織である。

村は、大きく3つの区域に分けられる。1番目は指定区域、2番目は隣接した商業区域で、保護区域内に建てることのできない新築の土産物屋などが集中している。さらに、3番目の隣接する区域は「文化住宅」と呼ばれており、新興住宅地区である。

① 指定区域は国によって保護され、修復の補助金なども出されている。この地区の中に、重要文化財指定民家も数棟あり、これらについては、一切改築が認められない。このため、指定されている民家には、実際には住民は住んでおらず、観光客が自由に庭に入り、見学をするという状況である。

② 商業区域については、観光客に対する土産物商売が中心に行われている。この区域の建物は、保存会のメンバーが出資して建てたもので、保存会の所有物となっている。建物の形態は伝統的な民家と同じだが、これには、もちろん、補助金は出ない。

③ 文化住宅区域には、制約の多い指定区域内に居住したくない住民が移転して来て住んでいる。区画整理された近代的で広い住宅が並んでいる。個人で500万ウォンを支払えば、後は国から430万ウォンの融資(20年返済)を受けることができる。

このように、城邑では、あるまとまった伝統的地域の保存のために、周囲に隣接した地域を別用途として開発するという手法をとっている。

実際の住宅の住まい方については、まず、一部はトンシ(豚に排泄物を食べさせる伝統的な便所)を残しているところもあるが、一般にはトイレなどは近代化(水洗化)されている。設備面では、オンドルをボイラーにするなどの改善は行っている。小さな部屋は、つなげて大きな居間に改築することが多い。また、バツコリ(2番目の棟)の一部は、民宿や下宿として人に貸していることもある。

また、外観が古く内部は現代風になっているというアンバランスが、感覚的に気に入らないということも指摘

されている。

韓国では1970年代に住宅の近代化運動が起こり、一時は、草屋根がスレートや瓦になった。しかし、伝統的な住宅として保護されるようになって、再び草屋根になり、葺替には政府から補助金が出るが、それでも年に1回ずつ葺き替えなければならず、住民にとっては、その作業は負担となる。住民の意向としては、瓦にしたいという意見がある。屋根の葺替は専門職人をわざわざ雇うのではなく、たいがい住民たちで行い、工事費は作業にあたった人で分けることにしている。

### 3.2.2 スウェーデン：エコミュージアム内における鉱山労働者住宅100年間の住まい方

スウェーデンの製鉄業の歴史を、地域全体で保存しているベリスラーゲン・エコミュージアム（Ekomuseum Bergslagen）の中に、鉱山を持ち鉄鋼業で栄えた町、グランジェスベリ（Grängesberg）がある。この町の中に、スウェーデンの鉱山労働者住宅の雛形となった労働者住宅が、1890年代に建てられている。

19世紀の終わり頃、この地域では、国内各地から移転して来る鉱夫たちの家族向け住宅を必要としていた。当時の宿舎は、ほとんどが簡単なバラックで20人くらいの労働者が1つの部屋に住んでいるという過密状況であった。適正な住宅を求めて、この地域では2つの街路に沿って住宅を建てることになった。コールファレット（Källfallet 1896）と、ストラハゲン（Stora Hagen 1898年）である。ストラハゲンには22棟の4家族用住宅が並んでおり、現在、エコミュージアムの正式なサイトのひとつとして位置付けられている。

歴史的には、この住宅は、ベリスラーゲンの伝統的な鉱山における建物として典型的な、鍛冶屋小屋、つまりひとつの部屋にひとつのキッチンのついているものを基本としてつくられた。建物の特徴は、1棟が正方形の形態で4つの家がそれぞれ戸別の入り口を持つ。この考えは、実は英国から借用された考え方であったが、これにより住戸の独立性の確保に成功し、これより後のスウェーデンにおける労働者の集合住宅のプロトタイプとして全国に普及することになった。

ストラハゲンの全体は、1989～90年に改修された。このとき22番の住宅だけは、当時の生活の様子を再現する博物館として生まれ変わった。そのうち、2住戸分は展示室と保存協会の事務所になっているが、残りの2住戸は、それぞれ、内部をかつてあった生活の光景に家具・内装を再現している。

まず、1898年の建設当初の状態に再現された住戸では、一般的な住民の家庭を再現している。彼らの家族はしばしば8～10人にもなったという。下宿人を置くことも珍しくはなかったという。この時代は約800人が、この地

域に住んでいた。

もうひとつの住戸の室内は、1963年の状況に再現されており、鉱夫たちが高齢者になってどのような生活をしてきたかについて展示している。現在では、退職した夫婦にさえ、かなり狭い状況であることが実感できる。この当時は、約200人がこの地域に住んでいたとされている。

さらに、現代では、ほぼ全棟が、内部で壁をとりはずして、4住戸のところを上下階をつなぎ2住戸ずつメゾネットに連続させて住んでいる。これによって、3室とキッチンの構成になり、トイレとユーティリティが確保できるようになった。これに伴って、共同の洗濯場は、各住戸内に洗濯機が置かれることも多くなった。

現在では約120人ほどが住み、ほぼ全戸に入居している。高齢者も多いが、一般家族でも十分居住できるように内部は改修されている。住宅の外観はきわめて良好に保存されており、通りに面した外装も統一されており、増築や改築が外部にはみ出すことがなく、街並みは整然としていて大変美しい。

## 4. 民家展示の方法に関する考察

### 4.1 国内の民家野外博物館

ここでは、民家（主屋）を複数棟収集して展示公開している施設を民家野外博物館と定義する。

#### 4.1.1 民家野外博物館の概略史

我が国における民家野外博物館の構想は割合に古く、1935年、保谷民俗博物館において全国規模で特色ある民家を移築収集しようとした企画が嚆矢と言える。しかし諸般の事情により武蔵野の民家にとどまったようで、本格的な民家野外博物館は、1960年の民家集落博物館（大阪豊中市）が始まりである。当時は高度成長に伴い古民家が各地で消滅の危機に瀕していたものの、民家の建築学的研究が本格化してきたこともあって民家保存運動の気運も生じ、移築保存される民家も現れ始めていた。民家は気候・風土に根ざした建築であるため、本来の土地に存続すべきであり、移築保存が最終的な保存策であることは言うまでもない。しかし単にネガティブな保存ではなく、復原して公開する絶好の機会でもある。しかも系統的に収集することにより野外博物館にまとめあげられることも可能である。民家集落博物館はこうした移築保存の肯定的な評価の中で産声を上げたのだった。

その後、民家主体ではないが1965年に明治村が開館し、続いて1967年に川崎市立日本民家園が開園した。これらの博物館は、全国規模で建物を収集しているのが特徴である。一方、単体の移築保存から大規模な野外博物館に発展した例に飛騨民俗村やみちのく民俗村などがあり、これらを含めて四国村、白川郷合掌の里、世田谷区次大夫堀公園民家園、江戸東京たてもの園、福島市民家園、

北海道開拓の村など後発の野外博物館は、収集地域を限定する傾向が認められる。そして地域文化の保存・継承のための積極的な活動を行っており、そのために歴史的建造物が活用されている。先発の野外博物館の場合、厳密な建築考証に基づいて復原した建物を、歴史資料として大事に扱う傾向が強かったが、近年は積極的に活用を始めている。このように、先発の施設設立から約40年を経た今日、我が国における野外博物館設立の契機や理念・運営主体・収蔵棟数・活用手法のスタイルも出揃った感がある。そこで、収蔵民家はどのように生かされてきたのかという点を中心に一度振り返り、民家保存・活用における野外博物館の役割と可能性を考えてみたい。

#### 4.1.2 民家野外博物館の運営実態

##### (1) アンケート調査の対象と方法

我が国における民家野外博物館該当施設は43例を数える。これらの施設についてアンケートを郵送にて行い、関連する資料の収集を行った。アンケートは1999年9月30日現在39施設から回答を得ており、回収率は91%である。

##### (2) アンケート調査結果の概要

地域的分布：北海道から沖縄までほぼ全国的に分布するが、東北・南関東・北陸・中部地方西部・近畿に多く、中国・四国には少ない。

①**設立年**：図4-1のように10年ごとに区切ると、1970年代を境に対称な山形分布を示す。すなわち1960年以前は6館であったが次第に増加し、1970年代にピーク（15館）に達した後は減少に転じ、1990年代は6館となる。

②**年間入館者数**（図4-2）：1～3万人の館が最も多く、次いで5～10万人が続き、10万人以下が回答総数34館中の半数を占める。一方、入館者の多いのはグラバー園が約147万人で突出しており、約53.5万人のリトルワールド、約50万人の高山市立飛騨民俗村、約46.4万人の三溪園が続く。

全体的に見て、観光地に所在する施設が入館者数が多く、都会の施設が苦戦している様子がうかがわれる。地方では、近年開館したみちのく公園ふるさと村の約36万人、富山民俗民芸村の約17万人が目される。

③**展示建物件数**：レプリカを含む場合（図4-3）とオリジナルのみの場合（図4-4）では若干グラフに差があるが、全体的な傾向は変わらないので、後者の場合について見る。5件以下が最も多く、10件以下まで含めると全43館のほぼ70%（30館）を占める。逆に、11件以上の規模は12館のみであり、我が国における大規模な野外博物館は意外と少ないことがわかる。しかも圧倒的に件数が多い明治村と北海道開拓村は明治時代の遺構が多く、必ずしも民家に限っていない。なお、レプリカを積極的に導入している施設はリトルワールド（20件がレプリカ）

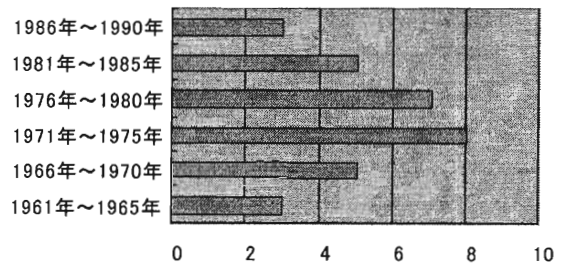


図4-1 設立年

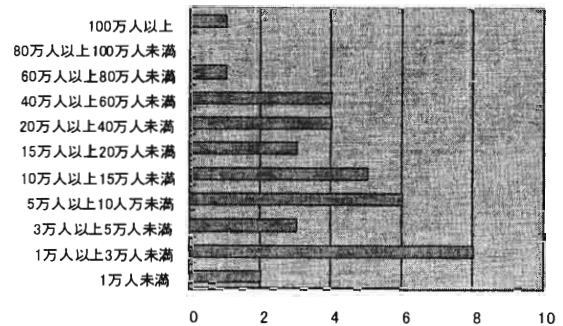


図4-2 年間入館者数

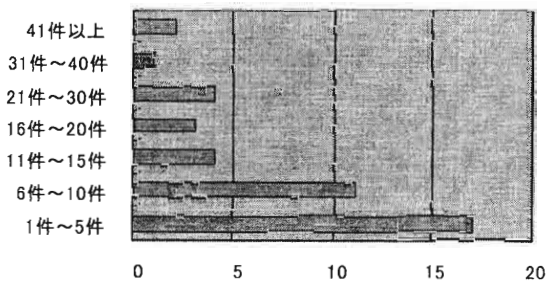


図4-3 展示建物総数（レプリカも含む）

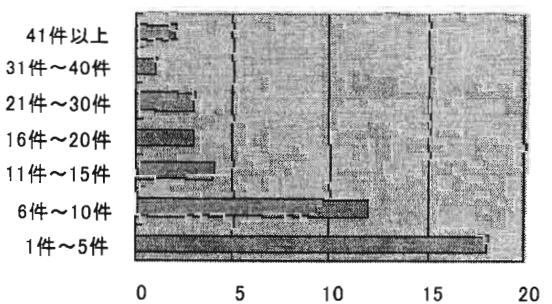


図4-4 オリジナルの展示建物数

をはじめ北海道開拓の村（16件）、みちのく民俗村（9件）、遠野ふるさと村（12件）などがあり、いずれも1980年代以降設立の新興施設であることが注目される。

④**専門職員について**：学芸員を有する館は全体の60%以上を占める。しかし残り約40%は学芸員不在ということであり、それは必ずしも展示民家の少ない施設に限らない。このことは、ある程度の規模を有する施設において

も、教育普及活動に支障をきたしている可能性を示唆するものであろう。

建築専門職員が所在する館はわずか5館（川崎市立日本民家園・江戸東京たてもの園・グラバー園・明治村・世田谷区次大夫堀公園民家園）である。しかも歴史的建造物の保存修理に精通した専門職員となると日本民家園と明治村に限られる。すなわち、民家を主媒体として活動しているにもかかわらず、これを的確に管理し活用できる専門職員をほとんどの施設が有していないのである。このことは先に記した学芸員の問題よりも深刻である。

#### ⑤建物の維持管理について

- ・主要建物の薫蒸（図4-5）：民家の場合囲炉裏で常時火を焚くのが最も好ましい。しかし、それを実行しているのは10館にとどまり、15館で時々火を焚く程度で、全く薫蒸しない館も13ある。火焚きにボランティアの協力を得ている館は3館で、業者による薫蒸を行っているのは7館であることから、火焚きを行う施設の半数以上で職員が火焚きに従事していることになる。
- ・展示建物の修理設計（図4-6）：館内の職員が対応するのはわずか5館で、ほとんどが設計委託で対応している。「その他」の場合、関連する施設や組織の職員が対応するものが3館、設計委託に類するもの2館である。いずれにしても関連職員で対応可能な施設が少なすぎる。
- ・展示建物の修理工事（図4-7）：職員が修理工事に従事する館が3館（北方文化博物館、高山市立飛騨民俗村、肥後民家村）があるが、いずれも請負工事を併記しているから、小規模な修繕に職員が対応しているの

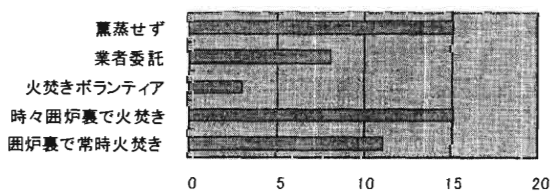


図4-5 主要建物の薫蒸

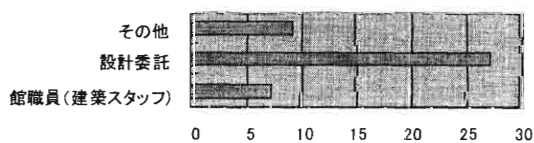


図4-6 修理設計の担当



図4-7 修理工事

あろう。「さきたま風土記の丘」における「その他」の回答もこれと同様である。これ以外は請負工事発注で対応しているため、原則として修理工事は請負工事対応と見てよい。

#### 4.1.3 事例1：川崎市立日本民家園（川崎）

多摩丘陵の面影を残す川崎市北部生田緑地内に約3万m<sup>2</sup>の敷地を確保する。導入部には受付・展示室・事務室・研究室を兼ねた事務棟が建ち、来園者に民家とくらしに関する基礎知識を提供するとともに、専門的な情報の提供も行う。

設立の契機は1963年に起こった市内古民家の保存問題で、1964年に至って川崎市教育委員会古江亮仁氏や横浜国立大学工学部大岡実博士・関口欣也博士等の努力により大規模野外博物館構想に発展した。当初の構想では、原則として収集地域・時代・建物を東日本・江戸時代・民家に限定し、関東・中部・東北・北陸等の地域別および宿場・町家の種類別に系統的収集を計画し、50件くらいを移築予定していた。現状は近代和風建築を導入部に配し、24件の古民家（と3件の付属建築レプリカ）を宿場・信越の村・関東の村・神奈川の村・東北の村・特設コーナに配置。また、建物とともに民俗資料も多数収集している。

建物は、建築学会や新聞社等からの情報（現地保存不可能な民家についての）に基づき、古江亮仁氏と大岡実博士が現地調査を行い、移築保存する価値を確認したうえで決定したものがほとんどである。移築された建物は、文化庁や建築史学者の指導のもと、文化財建造物保存の専門職員の設計監理により、原則として建築当初の姿に復原修理されている。この際修理工事報告書を作成して記録保存にも配慮している。こうした学際的な姿勢が評価され、移築した建物のうち現在までに国指定重要文化財が8件（有形民俗文化財1件含む）、神奈川県指定文化財10件、川崎市重要歴史記念物6件とほとんどが文化財に指定された他、日本建築学会賞（業績）も受賞している。

建物の維持管理に関しては、文化財建造物保存の専門職員が調査・設計・監理にあたる。特に茅葺・木工事・土壁塗り、土間叩きなどの伝統技術については、技術の保存継承のための方策も視野に入れて活動している。また、ボランティアグループの協力により、1日2件の民家において床上公開と来園者への解説・囲炉裏での火焚き（薫蒸）・民家の日常点検などを行っている。

日本民家園には藁細工・竹細工・機織りについて技術伝承を行っている育成団体があり、日曜日を中心に民家内で活動し、園主催の体験学習時は講師を勤めてくれる。体験学習は民家あるいは庭先を利用しているが、このほか講座や民俗芸能講演でも民家を積極的に使用している。

このように日本民家園は、所蔵建物の質・量、維持管



理体制、活動内容において我が国有数の民家野外博物館である。ただし問題がないわけではない。最も深刻なのは、これだけの施設でしかも熱心な活動を行っているにもかかわらず年間入場者数が87,000人とどまっている点である。120万都市の川崎市民の1割が訪れるだけでも12万人は確保できるはずで、交通の利便さから見れば首都圏の巨大なマーケットをうまく掴むことで入園者倍増も不可能でなかろう。次に家畜類や田畑などの農村景観の再現に乏しいこと。みちのく民俗村や飛騨民俗村などを参考に整備を検討してほしい。最後に防災施設の老朽化と収蔵施設不足。どちらも裏方的役割りの施設であるため、なかなか実現できないようであるが、貴重な民家と民俗文化財を守るための基本的施設であるので関係者の今後の努力が期待される。

#### 4.1.4 事例2：肥後民家村（熊本）

古墳や遺跡などの広域的保存と環境整備を図る文化庁の風土記の丘構想の一環として、熊本県では菊水町・山鹿市・鹿央町の3地区で歴史公園の整備が進められている。菊水町では、清原台地の江田舟山古墳をはじめとする古墳群を中心に遺跡公園と民家村が一体となった整備計画を実施中で、「肥後古代の森」あるいは「万世の都」と名付けている。肥後民家村はこの整備計画の中核をなし、江田舟山古墳の西隣、江田川が菊池川から分岐した角地に立地し、熊本県内を中心に8件の民家を移築し、古代住居と水車小屋を再現し、木造建築4件を加え、資料館と広場を組み合わせている。

不思議なことに、最も重要な旧境家住宅（重要文化財）と山村農家として注目すべき旧上田家住宅（町指定文化財）が民家村有料エリアから離れて存在している。しかも、この2件は基本的に当初の姿に復原され、内部展示も往時のくらしを示すものとされているのに対し、有料エリア内の移築民家は、外観は基本的に建築当初復原らしいものの、内部は活用を考えて諸設備を施している。

肥後民家村の資料によると、村内の建物を工房として活用し、それを利用する作家たちが「村人」となり、来園者とふれあったり体験学習の講師となりことで、活気ある村づくりを目指している。木造建築4件はそのために新築されたもので、再現建築である水車も同様である。現在は移築民家1件と木造建築2件の計3件が活用されている。

すなわち、有料エリアにおける移築民家は、活用を主目的に整備され、有料エリア外の移築民家は民俗資料館的に復原されたものといえる。おそらく肥後民家村の本格的な整備計画が、昭和52年の旧布施家住宅の移築報道を契機に始まったため、それ以前に移築された2件は、旧来の利用形態のまま存続してきたのであろう。

移築した建物と新築あるいは再現した建物を合わせて

積極的に活用していこうとする姿勢や、古代住居を再現して近世・近代の民家と併存させる試みは高く評価できる。その一方で、建築的に価値の高い物件がエリア外に残されている点は問題である。現状では肥後民家村の入園者は、旧上田家住宅はおろか旧境家の存在に気がつかないで帰ってしまうおそれがある。加えて有料エリア外では、建物の周辺環境を含めた維持管理や防災面で不利である。飛騨民俗村では、移築復原した民家群とともに園内の一隅に再現民家4棟を併設して伝統工芸作家に工房として提供している。このような見せ方はスカンセンを手本にしたのであろうが、肥後民俗村の場合も是非同一エリア内に民家群をまとめて一括して管理してもらいたい。

## 4.2 海外（北西ヨーロッパ）の民家野外博物館

### 4.2.1 南ドイツヴァーデン・ヴィルッテンベルク州の野外博物館（Baden-Wurtemberg）

ドイツは州単位の文化財保護が浸透している。ヴァーデン・ヴィルッテンベルク州は、ベンツで有名なシュツットガルト（Stuttgart）を州都とする南部の州で、西は「黒い森」とライン河を介してフランスと接し、東はバイエルン州、北は山が深くボーデン湖を介してスイスへ連なる。この州に7つの民家野外博物館がある。

7つの博物館は、それぞれの所在地近隣を収集範囲としており、地域色を前面に押し出している。経営は、州よりも小さい単位の自治体である。今回は「黒い森」野外博物館とボイレン野外博物館を訪れた。その特徴を以下に箇条書きで記す。

#### (1)「黒い森」野外博物館

- ・「黒い森」中北部の町グータッハ（Gutach）に所在し、山間地の川沿いにわずかに広がる山裾に展開する。1964年創立。
- ・もともと存在する1件の農家を中心に、「黒い森」地域のすまいやくらしを伝えるために必要な建物や道具や民具類を収集。
- ・いずれも山地の農家で、傾斜地を利用した階の工夫と、巨大な屋根裏を有する屋根の迫力が特徴。屋根は板葺と茅葺が主で、傾斜の強い兜造が印象的。
- ・建物は農家2件と炭焼き小屋がレプリカであるが、多くは移築、1件現地保存。現地保存の家のみ現状保存とされ、茅葺屋根も改修を重ねた形式をとどめている。他は全面葺替で対応している。
- ・建物内部は公開されており、写真撮影制限なし。ただし室内への進入を制限している部分もある。
- ・山村らしく水車を製材に利用。しかも自動製材法をさかんに工夫しており、機械に強いお国柄が垣間見える。
- ・フランスに近いので、解説は英・仏・独の3カ国語で記されている（解説版の形もおもしろい）。

- ・民族衣装を着てイベントを行ったり、道具の実演等を行っているらしいが、実見できなかった。
- ・ガイドツアーをお願いすることができる。
- ・豚・牛のような大型家畜は飼っていない。

## (2) ボイレン野外博物館

- ・ネッカー川沿いの中世都市エスリンゲン (Esslingen) を中心とした地域の建物 (町家・農家) とくらしを伝えることを目的に1985年創立。
- ・建物は移築を原則とする。
- ・緩やかな丘陵地に広大な敷地を確保。現在住宅4件、納屋3件、パン釜屋、畜舎、洗濯小屋の計10件を移築。これに新築茅葺小屋1件。また、今後復原組立予定の古材を格納中。
- ・最も大規模な住宅 (町家) は管理棟・売店と食堂に利用し、納屋1件は展示・売店に利用。
- ・畑と家畜飼育、パン焼き実演、大工道具実演等を行っているらしいが、訪れたときは大工実演と鶏飼育のみ確認できた。
- ・建築的には本物性を意識しており、部分的に古い内装を残したり、壁や床の内部構造が見えるよう工夫。
- ・壁・入隅部分瓦屋根などの実物大模型をつくって暴露試験をしており、博物館が伝統的建築工法の研究に取り組んでいる。
- ・非常に環境が良く、広々としており、建築的にもイベントの面でも積極的で、今後の発展が期待される。ガイドブックによると今後8棟の移築復原を予定しており、全部で18棟規模になるが、敷地規模から見るとさらに拡張が可能である。

### 付記・謝辞

今回のドイツ野外博物館行は、エスリンゲン在住のレーネルト・ヴォルフガング氏のご厚意により効率よく2施設を見学することができた。

## 4.2.2 スカンセン (Skansen, スウェーデン)

- ・スウェーデンのストックホルム市に所在し、城塞跡地につくられた世界初の民家野外博物館で、動物園・水族館・遊園地・植物園などを併設した総合施設。
- ・1891年にアーサー・ハゼリウス (Arthur Hazelius) という個人により創立、現在はトラスト的に運営。
- ・建物はスウェーデン全土から収集され、移築のみならずレプリカも併存する。
- ・建物配置は、ストックホルム市内を中心とした町家群をTown Quarters (町場) として導入部の一郭にまとめる。残りの民家等はCountry Side (田園地域) として敷地を南北に2分し、主に北側にスウェーデン北半部の建物、南側に南半部からの建物を配置する。
- ・Country Side中央には市場を再現して、イベント開催や大規模休憩施設として利用。

- ・建物が多いのと、総合施設であるため、Town Quartersを出てからは特に順路は示されていない。案内地図やガイドブックを見ながら興味のあるところを廻るといって考えらしい。いずれにしても建物だけ見ても1日では終わらない。
- ・Town Quartersの民家は工房として実演販売を行ったり食堂・喫茶店として活用するものが半数を占める。
- ・夏期は建物のほとんどが内部まで公開されているらしいが、4月初旬ではほとんど公開されていなかった。内部を公開する家は、その家の内部装飾再現時期 (必ずしも建築年代ではない) と同時期の服装をした人 (コスチューム・スタッフ) が「生活」(勤務) しており、訪問者の話し相手 (解説) をする。スカンセンが発祥の地である、いわゆる「生きた歴史 (living history)」である。内部写真はフラッシュ禁止とのこと。屋内は暖炉で火を焚く。
- ・農家では実際に動物を飼うものが数軒設定されている。
- ・園路は管理用道路を兼ねているため舗装されており、幅も割合広い。そのため雰囲気はそぐわない。
- ・建物自体の修理方法、特に茅葺や芝屋根などの仕様は本物性が弱い。
- ・建物維持管理用の工房施設や倉庫を有する (非公開)
- ・防災施設については、ドレンチャーや消火栓に気がつかなかった。おそらく管理用道路が広いので、自前の消防車などで対処しているのではないか (各家には消火器や砂程度を備える程度らしい)。火災報知器にも気がつかなかった。
- ・建物の扱いは、文化財的に見ると問題がある。しかし、施設の多さと設備、イベント、ガイドマップやガイドブック等の刊行物の豊富さは特筆すべきものがあり、あらゆる来園者のニーズに応える配慮がうかがわれた。さすが、世界初かつ世界をリードする野外博物館というところか。

## 4.2.3 クルトウーレン (Kulturen, スウェーデン)

- ・スカンセンが世界初の野外博物館ということで有名であるのに対し、クルトウーレンはほぼ同時期に開設された野外博物館だが、あまり知られてはいない。実は、スカンセンより半年後の1892年に開設されたもので、1882年に運営組織ができたとき、その野外博物館とするアイデアはすでに生まれていた。現在は、南スウェーデン文化歴史協会という組織が運営をしている。
- ・地域の牧師、イオルグ・カーリン (George Karlin) が創立者で、南スウェーデンの庶民の文化を示すもの (住宅、服、様々な家具や道具など) の収集を始め、スウェーデン南部のルンドの街の中心部に、敷地と建物を最初に購入したのが1890年、その後、徐々に建物を保存するために所有しあるいは移築し、展示の規模

を広げていった。

- ・スカンセンと異なり、クルトゥーレンはその対象を南スウェーデンに限定した地域民俗文化の博物館としている。さらに、街の中心部にあり、2つの街区により成り立っており、当初からその地に建っていた建物が16棟、すぐ近くのルンド市街地から移築したものが4棟、他の地域からの移築が13棟ほどある。庭園なども一部現地保存している。
- ・このように、スカンセンのように全く新しく移築・再現によってひとつの敷地をつくるのではない。できるだけ既存の建物を残し、建替により取り壊されることになった街中の建物を敷地内に避難させて移築するという手法をとり、さらにいくつかの建物を地方性を考慮して移築してくるといふ、現地保存から発想した手法で成立してきたのである。
- ・地域文化を対象にしており、ルンド市（コミュン）の文化財保護行政との関係も深く、自治体と協同して市内の建物や文化財の調査研究、保存修復、教育普及なども行っている。
- ・町の中にある遺跡の博物館（Drottens Archeologiska Museum）や、隣の街区にある古い建物を活用した伝統的手工芸の店（Kulturens Høkeriet）、そして、27kmほど離れた場所にある地域の代表的な農家・農場を保全している農家博物館ウスタープ（Kulturens Östarp）を、敷地外に持ち、運営している。
- ・ウスタープは、スウェーデンの南部スコーネ（Skåne）地域における典型的な農業地帯にあり、もともと、3軒の農家によって成り立っていた小さな村であった。17世紀の農家の典型で、隣同士、寄り合わさって住宅を構えていた。1830年に、この地域の3軒の農家のうち、1軒が移転して村を離れていった。保全展示されている「ガムレゴーデンGamlegården」がその1軒である。1920年、クルトゥーレンの創設者イオルグ・カーリンが、スコーネ地方の農家博物館をつくりたいと思って適当な農家を探していたところ、この空家を発見した。これをルンドの街中の敷地に移築するには広すぎるし、農地を含めてトータルな農家生活を保全することが好ましいと考え、この場所に現地保存し、クルトゥーレンのひとつのブランチとしての農家博物館として設置することになった。
- ・農家と農場景観を展示するウスタープでは、2つの目的を持っている。
  - 1) 昔の農業を再現すること  
具体的には、1840年当時と1930年当時の2つの時代の農業を再現している。再現すると同時に、昔ながらの家畜を飼育し、種を保存する意味もある。
  - 2) 建物を歴史的に紹介すること  
農家建築そのものを敷地と合わせて保存している。

・ウスタープには、以下のような施設がある。

- 1) ガムレゴーデン
- ・農家は茅葺で、茅の種類はハルマ（Halm）の草で、麦わらなどとは異なり、特別に栽培する必要がある。専門の栽培者から茅葺職人を通じて購入している。20年に1度、葺替なければならない。20年前は職人不足で、葺替も難しかったが、最近では、個人の茅葺農家所有者も増えてきたので、職人も仕事としてやっていける状況になっている。
  - ・内部は、なるべく1840年頃を再現しようとして家具を入れているが、徹底してはいない。1920年まで、この農家には人が住んでおり、その家具も部分的に置いている。
  - 2) 1930年の農場
- ・ウスタープの敷地は58haで、うち50haが畑である。ガムレゴーデンの裏の畑は、1930年頃の耕作を再現している。
  - 3) もうひとつの農家
- ・1920年に建築された農家がもうひとつ裏手にあり、現在調査中で非公開だが、いずれ改装して1930年代の姿に再現し、公開する予定。この農家は、1994年にクルトゥーレンが購入した。かつての所有者は、ここで、どのように農業を行っていたのか、その記録を細かくノートにつけていたので、その記録にのっとり、周囲を整備し、耕作をする計画である。

#### 4.2.4 フリーランズミュージー（Frilands Museet, デンマーク）

- ・デンマークのコペンハーゲン市郊外に所在。
- ・1897年創立、1901年に現在地に移転した世界屈指の老舗民家野外博物館。デンマーク国立博物館の傘下にある。
- ・デンマーク（旧領土も含めて）国内の田園部の民家を中心に収集。原則として移築。風車1基はもともとこの地で作られたもの。
- ・デンマーク国内の町家に関してはオーフス（Aarhus）という都市に、別に野外博物館（Den Gamle By）を設けて収集している。
- ・建物収集は大概ね5地域（Zealand・Funen・Jutland・Southern Sweden・Faeroe Island）に分けて系統的に配置。収集計画はかなり長期的視野のもとに行われている。
- ・ガイドブックはオーソドックスだが、建築や民俗資料の情報が豊富で大変参考になる。しかも1991年版のガイドブックは1962年版と表現方法や装丁をほとんどそのまま引き継いでおり、建物の増加分に合わせて文章を増やし、注記を見やすくしたりして熟成させている。
- ・建物は屋根や壁などの細かい仕様まで忠実に再現しよ

うとする本物性の追求が認められた。

- ・基本的に内部公開で、写真撮影も制限はない。
- ・建物内部の家具や道具類の装飾はある時代を設定して忠実に行っている。
- ・建物と装飾品の本物感が薄れるので、屋内の説明表示はほとんどない。(ガイドブック参照という立場)
- ・1件の家は複数棟で構成されている場合が多いが、必ずしも1件の家からすべて移築されたのではなく、近隣から収集して組み合わせている場合もある。
- ・1件ずつガイドブックを見ながら廻ると1週間くらいはかかりそうだが、一般客向けに、1時間あるいは2時間で見る場合のお勧め見学コースをガイドブック等で紹介している。
- ・各建物に管理人などは一切いないが、警備員(男性も女性もいた)が頻繁に巡回している。
- ・管理人がいないので各家では火気を扱っていない。
- ・園路は畦のやや幅広い感じの土道で雰囲気は良い。馬車が定期便のように通行している。
- ・農家の庭先で家畜を飼う他、牧場を有し酪農も行っている(酪農施設は非公開)。
- ・建物維持管理用の工房施設や倉庫を有する(非公開)
- ・防災設備については、ある程度の区域毎に消火栓が配備されていた(家から離れた園路脇など)。火災報知設備には気がつかなかった。警備員の巡回で対処か?
- ・民具、生業、屋敷まで含めて本物性にこだわっている様子が感じられて心地よい。本格派(硬派)の民家野外博物館という感じ。スカンセンと違って家の中に解説員がいないので、家の中がひっそりしているが、建物をじっくり見るには良い。

## 5. 結語

最初に、居住者が住みながら民家を保全・活用していく際の知見がいくつか得られた。

問題点としては、維持補修のための費用の捻出が難しいこと、特に屋根葺替などは個人だけでは負担しきれず、補助が必要である。補助制度があっても、実際には、実生活に必要な修理よりも文化財の保存としての修理を優先させるため不便な点も多い。

制度の充実だけでなく、行政の文化財保存担当職員が密接に住まい手と連絡を取り合うことも重要で、簡単な修理は職員が行うなどの個別対応も期待されている。

住まい方の工夫として、プライベート部分とパブリック部分を明確に使い分けることによって、現代の生活スタイルに部分的に対応させることもできる。また、ドマに床を張るなど積極的な改築が有効となる例も見られた。

住み手がいる場合には、原則的に公開はされないが、たまたまやって来た訪問客とのコミュニケーションも、地域の財産として認められるために重要ではある。

国内外の事例によると、保全を可能にしている条件として、それぞれの状況に応じて、以下のような点が挙げられる。

- ・保護上・生活上必要な修理に対して補助金が出ること
- ・現在の居住者が昔ながらの住まい方に慣れていること
- ・現代の生活に対応した別棟の住居があり、そこで日常生活が営めること。または、新しい生活を求める居住者のために、保存地区の周囲に転居できること

次に、国内の展示施設の実態としては、実際にはレプリカもかなり導入されている様子であること、また、囲炉裏の「火入れ」はあまり実行されていないことなどが明らかになった。

民家展示において本物性をどの程度重視するかは、保存を重視するか教育的効果を重視するか、その目的に依拠する。海外事例でも、レプリカなどにより環境や生活を体験する機会を増やすことに積極的な例もあり、特に子供への体験型教育は今後も試みられていくものと思われる。

また、野外博物館においては、様々な地域から広く収集し展示するか、地域性を深く表現するか、という目的の異なる2つの方向性が認められた。

わかりやすく展示を行うためには、一般的に、収集品としての移築民家を、比較できるように違いを際立たせて効率よく敷地内に配置した方が良い。

しかし、民家という対象の場合、外部から得られる情報知としてだけでなく、生活知や経験知と関わりの深いものであるから、広く浅く知識を伝達するよりも、限定した対象地域の特性を総合的・統合的に捉えられるための深みのある展示が必要となる。このためにも、環境体験型や参加型の展示形態が望ましいと言えよう。

これにより地域内保全を推進することで、現地保存の考え方をさらに進めると、住民自身が保全の担い手になるだけでなく、調査研究や展示公開にも参加するエコミュージアムとなる。

地域内保全の担い手は住民であり、それを支援する様々な組織や制度の環境を整備すると共に、それを進めるため効果的な学習機会としての理念を持った民家展示施設が今後とも計画設置されることが望ましい。